

自治基本条例に関するメモ (H16.10.20)

1. 地方自治の構造について

地方自治の本旨 (憲法92条)

地方自治は「団体自治」と「住民自治」で構成され、両者が健全に機能することにより、地域の住民福祉の向上・発展が図られるという考え。

- ・団体自治・・・国から独立した自治体として、その権限と責任において地域の行政を処理する原則 (分権一括法により拡充)
- ・住民自治・・・地方の行政は、その地域の住民の意思と責任において処理する原則

補完性の原理

個人の自立 (自分でできることは自分です) を基本として、家族や地域などの小さな単位で可能なことはそこで行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを基礎的自治体である市町村が処理し、それでもできないことは県や国などのより大きな単位が行うという考え方

サービスの最適化と効率的な行政運営を両立させる

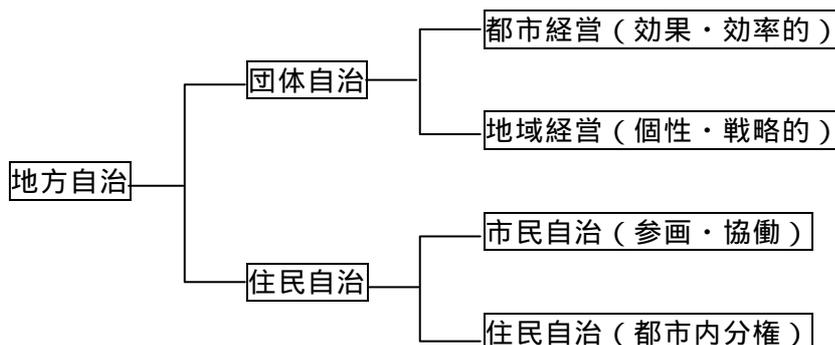
個人 家族 隣人 地域 市 県 国

ソーシャル・キャピタル

社会資本 social capital (無形) social infrastructure (有形)

地域の人々のネットワークや連帯意識、政治やまちづくりへの参加意識など目に見えない社会資本を指し、これが強いとまちづくりが成功する例が多く、また、行政コストに比較して住民満足度が高くなるとされている。

地方自治の構造図



2.用語の説明等

都市内分権

都市は、それぞれ異なる性質を持つ多様な地域で構成されているため、地域のことはその特性に応じて地域で決めたり、様々なサービスを市に代わって提供したりできるよう、その制度や仕組みを整え、必要な権限や財源を地域に移譲していくこと。本年5月の地方自治法の改正により「地域自治区」が設けられた。

マニフェスト（ローカルマニフェスト）

県知事や市長等の首長選挙の立候補者が選挙民と結ぶ約束（選挙公約）。選挙民はマニフェストを比較して首長を選ぶことができる。首長になった者は、直ちにマニフェストの実現に向けて取り組むことになるが、首長はその達成状況を選挙民に説明するとともに、選挙民も達成状況を監視していくことが重要である。

外部監査制度

地方公共団体の監査機能の充実強化のため、より専門的な知識と経験を有し、独立の立場にある外部の「第三者」により行われる監査制度で、地方自治法により中核市（人口30万人以上）以上の都市に「包括外部監査」が義務付けられている。

公益通報

社会的利益を擁護するために、公正な行政運営や事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営の促進が不可欠である。このため、組織内部で行われる不正行為や法令違反についての関係者からの通報が重要な意味を持つことから、通報をした者が解雇等の不利益を受けないように保護する制度。

公益通報保護法